

国不入企第34号  
令和6年12月16日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針  
の変更について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、令和6年12月13日に閣議決定により変更されたところです（別添1を参照。）。

この基本方針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、国、特殊法人等及び地方公共団体の全ての公共工事の発注者が講ずべき措置その他の施策を明らかにしたものであり、今般、各省各庁及び地方公共団体に対し、別添2のとおり通知しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、法及び基本方針の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応いただくとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。